

委員長（溝手顕正君） ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、自由民主党一人十分、民主党・新緑風会一人二十分及び公明党一人十分の質疑を順次行うことに意見が一致いたしました。理事会申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、本日の本会議の

議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

事務総長（川村良典君） 御説明申し上げます。本日の議事は、最初に、請暇の件でございます。中曽根弘文君申出の請暇を許可することについて異議の有無をもってお諮りいたします。

次に、日程第一の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案外四案の趣旨説明でございます。中馬国務大臣から趣旨説明があり、これに対し、若林正俊君、直嶋正行君、風間昶君の順にそれぞれ質疑を行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約一時間二十分の見込みでございます。

委員長（溝手顕正君） ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午前十時五十五分、本鈴は午前十一時でございます。

暫時休憩いたします。

午前十時四十四分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕